

教育・保育の確保方策等について

平成26年9月12日(金)
金沢市子ども・子育て審議会
子ども・子育て支援専門部会資料


1. 量の見込みと確保方策について

① 1号認定について (2号認定のうち幼稚園利用希望が強いニーズを含む)

⇒ 広域利用の実態が多いことを鑑み、教育・保育提供区域は、市内全域(1区域)とする。

ニーズ調査による量の見込みは、実際の幼稚園の利用者数を下回っており、また、認可定員内に十分収まっていることから、需給調整を行わない。

※よって、量の見込みは実績の利用率を元に補正し、同数を確保方策とする。

年度	H26実績	H27	H28	H29	H30	H31	
ニーズ調査による量の見込み	① 4,741 (他金大115)	4,227	4,186	4,214	4,167	4,156	
3~5歳推計人口	②12,101	12,085	12,031	12,070	11,944	11,915	
利用率を掛けて算出した量の見込み	①/② (利用率) 39.2%	推計人口×H26の利用率 (39.2%) + 金大附属115名 					
		4,852	4,831	4,846	4,797	4,785	

H26.5.1現在

区分	認可定員	利用者数	うち金沢市民	備考
市内私立幼稚園(36園)	7,110	4,963	4,639	別に金大附属幼稚園(115名)の利用者有り
市外幼稚園(10園)	—	—	102	かほく市(25)、白山市(31)、野々市市(28)、津幡町(7)、内灘町(11)
計	7,110	4,963	4,741	

② 2号認定（保育利用）について

⇒ 教育・保育提供区域は、市内8区域とする。

3号認定と異なり、過去数年、保育利用者数に大幅な増減傾向が見られない。

また、ニーズ量は、実際の利用者数とほぼ均衡が取れており、将来的に児童数が減少していく見込みであることから、ニーズ量をそのまま、量の見込みとし、同数を確保方策とする。

ただし、教育・保育提供区域毎に保育所からの利用定員の設定数を積み上げた結果、供給不足が生じる場合は、改めて、確保方策の検討を行うこととする。

年 度	H26実績	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	7,035	6,891	6,830	6,891	6,821	6,804
確保の方策	—	6,891	6,830	6,891	6,821	6,804

年 度	H21	H22	H23	H24	H25
利用者数	7,041	6,980	7,022	7,191	7,108

③ 3号認定（保育利用）について

⇒ 教育・保育提供区域は、市内8区域とする。

保育利用者の増加、保育利用率の増加傾向が顕著であり、ニーズが高くなっていることを踏まえ、近年の保育利用率の伸び率を用い、将来の保育利用者数を推計。

平成29年度末を保育利用のピークとし、平成30年度以降は29年度の保育利用率を用いて、量の見込みを算出したところ。

現在、定員を超えて児童を受入れている保育所を対象に、認可定員の増による0・1歳児を中心として利用定員の引上げを要請したところであるが、利用定員を積み上げたとしても、供給不足が生じる可能性が高いことから、次善の確保方策を検討する必要がある。

※0歳児の量の見込みについては、年度当初の入所児童数を基礎に定員を設定するのではなく、年間の平均的な量の見込みとすることが合理的であるとの国の見解を踏まえ、利用定員の不足は強く予想されるところ。

量の見込み

年 度	H26実績	H27	H28	H29	H30	H31
0歳児	1,074※	1,015	1,025	1,042	1,034	1,018
1歳児	1,852	1,943	2,008	2,044	2,026	2,002
2歳児	2,121	2,074	2,143	2,182	2,150	2,130

※H26の0歳児の実績はH25.10.1現在の児童数

【参考】事業計画FAQより

質問1

事業計画上、想定していない施設・事業について、事業者より認可申請があり、この申請が条件を満たしていれば、自治体は計画に位置付けられていなくても認可をしなければならないのでしょうか？（例えば、計画中、保育の確保方策として認可保育所のみを定めているが、計画に定めていない小規模保育事業者からの認可申請がある場合。）

回答1

事業計画に具体的な記載がなくても、事業計画に定める需要量に達していない場合は、原則として認可しなければなりません。ただし、事業計画に基づき、保育所等の整備が現に具体的に進められている場合において、当該整備により供給量が確保されることとなる場合は、認可を行わないことができます。この場合であっても、現に待機児童がいる場合、機動的な対応が望ましいと考えます。いずれにせよ、計画にない施設・事業であっても、認可・確認することは可能です。

質問2

計画の実施段階で、当初の量の見込みから実態がかい離した場合、どのように対応すべきか。特に当初の量の見込みを実態が下回った場合にも、認可申請を認可する必要があるのか？

回答2

基本的には事業計画・事業支援計画に定める量の見込みに基づいて認可の可否を判断するものである。計画と実態とがかい離している場合は、必要に応じて計画を変更することとなる。（必要な場合は中間年を目安として見直し）

2. 確保方策について

確保方策の留意点について(国の基本指針より)

- 新制度では、保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から教育・保育を受けられるような提供体制の確保を目的の一つとしていること。
- 柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望を十分に踏まえた上で定めること。
- 市で定める保育利用率を踏まえ、「待機児童解消加速化プラン」の目標年次として定めている平成29年度末までに、教育・保育施設及び地域型保育事業を整備することを目指すこと。

確保の方策として考えられる方法

- 保育所の認可定員枠（＝利用定員）の拡大 ※既に実施中
- 既存保育所の分園又は増築
- 保育所の新設
- 幼稚園から認定こども園への移行による定員の確保
- 既存の認可外保育施設・事業所内保育施設の活用（認可化）
- 地域型保育施設の新設
（この場合、本市が推進する地域型保育施設の類型をどうするか？）

教育・保育提供区域において、供給を確保できない区域については、区域の実情に応じて、左記の確保方策を講じてはどうか？

確保にあたっての基本的な考え方

確保方策を検討する場合において以下の基本的な考え方に沿って、確保を進めてはどうか。

- 社会資源の有効活用や潜在的な保育ニーズへの迅速かつ柔軟な対応を図るため、施設の新設よりも、既存施設の認可定員の拡大や分園・増築を進めてはどうか。
- 3号認定の保育ニーズについては、0～2歳児のみを対象とする地域型保育事業よりも、就学前までの間、継続的に利用できる施設が望ましいと考えられることから、教育・保育施設での対応を優先してはどうか。
- さらに、不足する場合は、地域型保育事業により対応することを基本とするが、この場合、保育の従事者が全員保育士である小規模保育事業(A型)を優先してはどうか。

確保の優先順位

優先
順位

- ① 保育所の認可定員枠（＝利用定員）の拡大 ※既に実施中
- ② 既存保育所の分園又は増築
- ③ 保育所の新設
- ④ 幼稚園から認定こども園への移行による定員の確保
- ⑤ 既存の認可外保育施設・事業所内保育施設の活用（認可化）
- ⑥ 地域型保育施設（小規模保育事業A型）の新設

3. 量の見込み(2号・3号)と認可定員の過不足の状況と確保の実施時期

※未確定

区域	保育所数	認可定員	H27	H28	H29	H30	H31
中央	8	650	102	95	97	110	123
東部	21	1,720	26	12	▲65	▲89	▲94
南部A	15	1,165	136	140	144	165	170
南部B	11	1,356	▲220	▲204	▲207	▲165	▲145
北部	17	1,651	▲50	▲49	▲71	▲48	▲31
駅西・臨海A	11	1,345	▲46	▲65	▲86	▲65	▲71
駅西・臨海B	11	1,683	▲204	▲249	▲265	▲271	▲276
西部	16	1,900	▲197	▲216	▲236	▲198	▲160
計	110	11,470	▲453	▲536	▲689	▲561	▲484

確保の実施時期について

現時点では、区域によって事業計画期間当初(H27)から供給不足となる見込みであるが、最終的には来年度の利用申込みの状況を踏まえて、事業計画に反映する。

なお、反映後に、供給が不足する区域にある場合は、28年度以降に確保することを基本とする。